

令和 8 年度税制改正の大綱

〔 令和 7 年 12 月 26 日 閣 議 決 定 〕

物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を 178 万円まで特例的に先取りして引き上げる。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行う。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における基礎控除等の対応

(国 税)

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

- ・ 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

(1) 基礎控除

- ① 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
 - イ 合計所得金額が2,350万円以下である個人 62万円
 - ロ 合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人 48万円
 - ハ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円
 - ニ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円
- ③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

(注2) 上記の改正及び下記(4)の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企

業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。)の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

(2) 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用する。

(3) 上記（1）及び（2）の見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を 89 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げる。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 69 万円（現行：65 万円）に引き上げる。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。

(4) 令和 7 年分以後の各年分の基礎控除等の特例

- ① 居住者のその年分の合計所得金額が 655 万円（令和 10 年分以後の各年分にあつては、132 万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

イ 令和 8 年分及び令和 9 年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(イ) その居住者のその年分の合計所得金額が 489 万円以下である場合 42 万円

(ロ) その居住者のその年分の合計所得金額が 489 万円を超える場合 5 万円

ロ 令和 10 年分以後の各年分 37 万円

② 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の必要の措置を講ずる。

(注) 上記②の公的年金等の源泉徴収については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

(5) 給与所得控除の最低保障額の特例の創設

① 令和 8 年及び令和 9 年における給与所得控除の最低保障額を 5 万円引き上げる特例を創設する。

② 上記①の特例は、年末調整において適用できることとする。

③ その他必要の措置を講ずる。

(6) ひとり親控除

① ひとり親控除について、控除額を 38 万円（現行：35 万円）に引き上げる。

② 上記①の見直しに伴い、必要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

(地方税)

(1) 給与所得控除

① 給与所得控除について、65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げる。

② 令和 9 年度分及び令和 10 年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について、①に加え、5 万円引き上げる。

(2) 所得税における (1) から (5) までの見直しに伴う必要の措置

① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。

② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。

③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を 89 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げる。

④ その他必要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 9 年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) ひとり親控除

- ① ひとり親控除について、控除額を 33 万円（現行：30 万円）に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 10 年度分以後の個人住民税について適用する。

2 住宅・土地税制

(国 税)

[延長・拡充等]

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和 7 年 12 月 31 日）を令和 12 年 12 月 31 日まで 5 年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- ① 住宅の取得等をして令和 8 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和 8 年～令和 12 年	4,500 万円	0.7%	13 年
ZEH水準省エネ住宅		3,500 万円		
省エネ基準適合住宅	令和 8 年・令和 9 年	2,000 万円		

(注 1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、「認定住宅等の新築等」とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう。以下同じ。

(注 2) 上記（注 1）の「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。以下同じ。

(注3) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は2,000万円と、控除率は0.7%と、控除期間は13年とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

ハ イ及びロ以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

(注1) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」とは、買取再販住宅の取得、既存住宅の取得又は住宅の増改築等をいう。以下同じ。

(注2) 上記(注1)の「買取再販住宅」とは、既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

(注3) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」には、令和9年12月31日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅(登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のものを含む。)又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のもの新築等であって、令和10年から令和12年までの間に居住の用に供したものを含む。

② 特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合(下記③の適用を受ける場合を除く。)の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
ZEH水準 省エネ住宅		4,500万円
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年	3,000万円

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
ZEH水準 省エネ住宅		
省エネ基準 適合住宅		3,000万円

(注) 上記の「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。

- ③ 個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。
- ④ 令和10年1月1日以後に建築確認を受ける居住用家屋（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のもものを除く。）又は建築確認を受けない居住用家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものうち、一定のZEH水準省エネ基準を満たさないものの新築又は当該居住用家屋で建築後使用され

たことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。

- ⑤ 個人が災害危険区域等内において、居住用家屋の新築（従前家屋（当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。）の建替えによる居住用家屋の新築を除く。）又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その居住用家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。

（注1）上記の「災害危険区域等」とは、災害危険区域（一定の居住用家屋が建築された場合における当該災害危険区域に限る。）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。以下同じ。

（注2）上記（注1）の「一定の居住用家屋が建築された場合」とは、一定の住宅建設を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで居住用家屋が建築された一定の場合をいう。

- ⑥ いわゆる気候風土適応住宅を本特例の対象に追加する。
⑦ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

（注）上記③及び⑥の改正は、住宅の取得等をして令和8年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用する。

- (2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用期限（令和7年12月31日）を令和12年12月31日まで5年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- ① 再建住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.9%	13年
ZEH水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年			

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円と、控除率は0.9%と、控除期間は13年とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.9%	13年
ZEH水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅		3,000万円		

ハ イ及びロ以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	3,000万円	0.9%	10年

(注) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」には、令和9年12月31日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅（登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のものを含む。）又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のもの新築等であって、令和10年から令和12年までの間に居住の用に供したものを含み、その借入限度額は4,500万円とする。

- ② 特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合（上記(1)③の適用を受ける場合を除く。）の再建住宅借入金等の年

未残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
ZEH水準 省エネ住宅		
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年	

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は4,000万円とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
ZEH水準 省エネ住宅		
省エネ基準 適合住宅		4,000万円

③ 上記(1)③から⑦までと同様の措置を講ずる。

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

① 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、適用対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者（仮称）に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。

② 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設

を行う者に対する土地等の譲渡について、その建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を160万円/3.3㎡（現行：100万円/3.3㎡）に引き上げる。

③ 適用対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。

④ 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時ににおいて地すべり防止区域等内に存する場合には、本特例の適用ができないこととする。

イ 都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

ロ 都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

ハ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

(注) 上記の「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注) 上記④の改正は、令和10年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(4) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用除外措置の対象である優良な住宅の供給に寄与するものとして新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の譲渡におけるその建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を160万円/3.3㎡（現行：100万円/3.3㎡）に引き上げた上、適用停止措置の期限を3年延長する。

(5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、次の措置を講ずる（次の②及び③の措置については、法人税についても同様とする。）。

① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。

- (イ) マンションの再生等の円滑化に関する法律の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等の譲渡を本特例の適用対象とする。
 - (ロ) 一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業（マンション更新事業を除く。）の施行者に対する土地等（隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡を本特例の適用対象とする。
 - (ハ) 改正後のマンション再生事業における再生後マンション（マンション再生事業により建築等をされるマンションをいう。）の単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引き下げる。
- ロ 適用対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。
- (イ) マンション敷地売却事業からマンション等売却事業への改正後も引き続き本特例の適用対象とする。
 - (ロ) 認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業であることとの要件を、認定除却等計画等にマンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション等売却事業であることとの要件に見直す。
 - (ハ) 上記（ロ）の新たに建築されるマンションに関する事項等のうち、単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引き下げる。
- ② 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。
- イ 適用対象となるマンション建替事業が施行された場合においてその資産（一定のものに限る。）に係る権利変換により施行再建マンションに関する権利を取得する権利等を取得したときについて、次の措置を講ずる。
 - (イ) マンション建替事業からマンション再生事業への改正後も引き続き本特例の適用対象とする。

- (ロ) マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定する敷地共有持分等を適用対象となる資産に追加する。
- ロ 適用対象となる敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときについて、敷地分割事業の対象マンションに配管設備の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるマンション及び一定のバリアフリー基準に適合していないマンションが追加された後も引き続き本特例の適用対象とする。
- ③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる。
- イ 適用対象となるやむを得ない事情により土地等がマンションの建替え等の円滑化に関する法律の買取請求等又は補償金の取得により当該マンション建替事業の施行者に買い取られる場合について、マンション建替事業からマンション再生事業への改正後も引き続き本特例の適用対象とする。
- ロ 適用対象となるマンション敷地売却事業に係る措置について、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するマンションの敷地の用に供されている土地等が、マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業に伴う売渡し請求又は分配金取得により当該マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業を施行する者に一定の要件の下で買い取られる場合を適用対象とする。
- ④ 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入制度の適用対象となる収用その他やむを得ない事由の発生に伴い資産の移転等の費用に充てるための金額の交付について、そのやむを得ない事由の範囲に、マンション再生組合、マンション等売却組合又はマンション除却組合のマンションの再生等の円滑化に関する法律の賃貸借の終了請求又は配偶者居住権の消滅請求に基づく賃貸借の終了又は配偶者居住権の消滅を加える。
- ⑤ 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の適用対象外となる内国法人の範囲について、次の措置を講ずる。
- イ マンション除却組合を追加する。
- ロ マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合

及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き本特例の適用対象外となる内国法人とする。

ハ 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き本特例の適用対象外となる内国法人とする。

⑥ 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例について、支払を受ける割引債の償還金につき所得税の納税義務者となる内国法人の範囲について、次の措置を講ずる。

イ マンション除却組合を追加する。

ロ マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き本特例の納税義務者となる内国法人とする。

ハ 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き本特例の納税義務者となる内国法人とする。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

(6) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の改正を前提に、改正後の同法に規定する認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために土地等が地方公共団体等により買取られる場合について、引き続き特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の対象とする（法人税についても同様とする。）。

(7) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除の適用期限を3年延長する。

(8) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

(9) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

① 本特例の適用期限を3年延長する。

② 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記②の改正は、令和9年1月1日以後に行う耐震改修工事について適用する。

(10) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、

次の措置を講ずる。

- ① 本特例の適用期限を3年延長する。
- ② 改修工事をした居住の用に供する家屋でその床面積が40㎡以上50㎡未満であるものについても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用しない。
- ③ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記③の改正は、特定の改修工事をした家屋を令和9年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用する。

(11) 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

- ① 本特例の適用期限を3年延長する。
- ② 個人が災害危険区域等内において、認定住宅等の新築（従前家屋（当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。）の建替えによる認定住宅等の新築を除く。）又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その認定住宅等を令和10年1月1日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該認定住宅等に係る建築確認を受けた時において、当該認定住宅等の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。
- ③ 標準的な費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記③の改正は、認定住宅等を令和9年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用する。

[廃止・縮減等]

(1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換え資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長

する。

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用する。

- (2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長する。

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用する。

- (3) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を廃止する。
- (4) 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除について、対象区域を福島復興再生特別措置法に規定する避難解除区域等（現行：特定住宅被災市町村の区域）に限定した上、その適用期限を3年延長する（法人税についても同様とする。）。

(地方税)

[延長・拡充等]

- (1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずる。

① 令和8年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額する。また、この措置による令和9年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

② その他所要の措置を講ずる。

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

① 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、適用対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者（仮称）に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。

② 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡について、その建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を160万円/3.3㎡（現行：100万円/3.3㎡）に引き上げる。

③ 適用対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。

④ 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時ににおいて地すべり防止区域等内に存する場合には、本特例の適用ができないこととする。

イ 都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

ロ 都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

ハ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

(注) 上記の「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注) 上記④の改正は、令和10年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(3) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用除外措置の対象である優良な住宅の供給に寄与するものとして新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の譲渡におけるその建設

される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を160万円/3.3㎡（現行：100万円/3.3㎡）に引き上げた上、適用停止措置の期限を3年延長する。

(4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

(5) 個人住民税について、所得税における〔延長・拡充等〕(5) から (7) までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

〔縮減等〕

(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長する。

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用する。

(2) 個人住民税について、所得税における〔廃止・縮減等〕(1) 及び (4) の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

3 金融・証券税制

(国税・地方税)

〔拡充等〕

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。

① 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する。

② 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置を講ずる。

イ 上記①の改正にあわせ、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設けられることとするとともに、特定非課税管理勘定は未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととする。

(注) 上記の「未成年者特定累積投資勘定」とは、特定累積投資勘定のうち、令和9年以後の各年（居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）に設けられるものをいう。

ロ 未成年者特定累積投資勘定には、特定累積投資勘定に受け入れることが

できる公募等株式投資信託（株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものをいう。以下同じ。）の受益権のうち次に掲げるもののみを受け入れることとする。

(イ) その居住者等の非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の合計額が60万円を超えないもの（公募等株式投資信託の受益権を当該未成年者特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額及び未成年者特定累積投資勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の受益権の購入の代価の額等の合計額が600万円を超えることとなるときにおける当該公募等株式投資信託の受益権を除く。）

(ロ) その未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権

(注) 未成年者特定累積投資勘定については、その設けられるべき金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座以外の非課税口座に設けることはできないこととする。

ハ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託につき支払を受ける配当等及び当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡の対価等については、非課税口座を開設した居住者等がその年3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年12月31日までは、特定課税未成年者口座において管理しなければならないこととする。

(注) 上記の「特定課税未成年者口座」とは、当該居住者等が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所（当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含む。）に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。

ニ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託の受益権は、非課税口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、当該公募等株式投資信託の受益権を当該非課税口座以外の口座に払い出すことは

できないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

(イ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年の前年以前の各年 当該居住者等が、その居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由（当該事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限る。）に基因して当該未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権及び特定課税未成年者口座内の金銭等の全てを払い出す場合

(ロ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年以後の各年 上記（イ）に定める場合及び当該居住者等が、当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等に払出しの基因となる事由（当該居住者等に係る学校等の入学金又は授業料その他の当該居住者等の教育費又は生活費の支払に限る。以下「特定事由」という。）その他の事項を記載した書類を提出して当該公募等株式投資信託の受益権を払い出す場合

(注) 上記の書類提出手続は当該居住者等の親権者等が行うとともに、上記の書類には特定事由に基因して払い出すことについて当該居住者等の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない（下記ホ（ロ）の書類提出手続についても同様とする。）。

ホ 特定課税未成年者口座内の金銭等は、当該特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その金銭等を非課税口座における投資に用いる場合を除き、当該特定課税未成年者口座から払い出すことはできないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

(イ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年の前年以前の各年 上記ニ（イ）に定める場合

(ロ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年以後の各年 上記（イ）に定める場合及び当該居住者等が、当該特定課税未成年者口座が開設された金融商品取引業者等に特定事由その他の事項を記載した書類を提出して当該金銭等を払い出す場合

へ 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設した居住者等が基準年の前

年12月31日までに、これらの口座の公募等株式投資信託の受益権及び金銭等をこれらの口座から上記ニ及びホの取扱いに反する払出しをした場合等には、当該払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、次の金額に対して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により源泉徴収（特別徴収）を行うこととする。

(イ) 次に掲げる金額の合計額から、当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額等の合計額を控除した金額

a 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に、当該非課税口座において行われた公募等株式投資信託の受益権の譲渡に係る譲渡対価の額の合計額

b 当該払出しがあった日において当該非課税口座において有する公募等株式投資信託の受益権の価額（時価）の合計額

(ロ) 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において支払を受けた公募等株式投資信託の配当等の額の合計額

(注) 上記(イ)の譲渡所得等の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、上記(ロ)の配当所得の金額から控除することもできない。

ト 上記へにより源泉徴収された公募等株式投資信託の受益権に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できることとする。

チ 上記へによる源泉徴収を行う金融商品取引業者等は、当該源泉徴収に係る税額その他の事項について記載した報告書を作成し、これを上記への払出しがあった日の属する月の翌月末日までに、当該居住者等に交付しなければならないこととする。

③ 特定累積投資勘定に受け入れることができる公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。

イ 指定インデックス投資信託及び上場株式投資信託に係る指定指数について、次の措置を講ずる。

- (イ) 指定指数の範囲に、次に掲げる指数を加える。
 - a 読売株価指数
 - b J P Xプライム 150 指数
 - (ロ) 指定インデックス投資信託の対象となる株式に係る指定指数のうち、投資信託約款において2以上の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用されるものについて、投資信託約款において1の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用される指定指数とするとともに、上場株式投資信託の対象となる指定指数に加える。
 - ロ 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託の主たる投資の対象資産に係る要件について、対象資産を株式又は公社債（現行：株式）とする。
 - ハ 公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権の譲渡等の手数料に係る要件について、対象となる手数料の範囲から、これらの投資信託の受益者が金融商品取引業者等と締結したこれらの投資信託の受益権の定期的かつ継続的な方法による譲渡等に関する契約に基づき当該受益者が当該金融商品取引業者等に対して支払う当該譲渡等の手数料で、通常必要と認められるものを除外する。
 - ④ 非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置を廃止する。

(注) 上記の廃止に伴い、金融商品取引業者等において、非課税口座を開設している居住者等の住所等の変更の有無等を確認し、その変更の可能性がある居住者等から一定期間内に非課税口座異動届出書の提出等がなかった場合には当該口座に係る特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととする等の運用上の対応を行うほか、当該特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととした場合には、その年の当該口座に係る非課税口座年間取引報告書にその旨を記載することとする。
 - ⑤ その他所要の措置を講ずる。
- (2) 金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の税率により課税する。
- ② 暗号資産取引業を行う者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、その取引に係る特定暗号資産の名称その他の事項を記載した報告書を、その取引があった日の翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならないこととする。
- ③ 特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後 3 年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。
- ④ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、暗号資産デリバティブ取引（特定暗号資産に係るものに限る。以下「特定暗号資産デリバティブ取引」という。）に係る雑所得等を加える。
- ⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - イ 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託を加える。
 - ロ 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる株式等の範囲に、特定暗号資産を投資の対象とする投資信託の受益権を加える。
- ⑥ 総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産について、次の措置を講ずる。
 - イ 当該暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しないこととする。
 - ロ 当該暗号資産については、5 年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置を適用しないこととする。

ハ 当該暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととする。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記①及び③の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日（以下「適用開始日」という。）以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用する。

(注2) 上記②の改正は、適用開始日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の取引について適用する。

(注3) 上記④の改正は、適用開始日以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済について適用する。

(注4) 上記⑥の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年分以後の所得税について適用する。

(3) 同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」という。）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を、総合課税の対象とする。

また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。

(注1) 上記の「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。

(注2) 上記の改正は、令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用する。

(4) 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

(5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、当該持株会契約等に基づき持株会等口座が開設されて

いる金融商品取引業者等との間に支配関係がある他の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れられるものを加える。

(国 税)

[延長]

- (6) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限を 1 年延長するとともに、漁業協同組合等が取り扱う組込型共済契約に係る共済掛金が介護医療保険料控除の対象であることを明確化する。
- (7) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）について、次の措置を講ずる。
 - ① 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を 3 年延長する。
 - ② 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を 3 年延長する。

4 租税特別措置等

(国 税)

[延長・拡充等]

- (1) 特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が 1 億 6,500 万円（現行：3 億 3,000 万円）を超えるものとするとともに、税率を 30%（現行：22.5%）に引き上げる。

(注) 上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。
- (2) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を 3 年延長する（法人税についても同様とする。）。)
- (3) 青色申告特別控除について、次の見直しを行う。
 - ① 55 万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を 65 万円に引き上げる。
 - ② 65 万円の青色申告特別控除について、対象者を上記①の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に關す

る法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げる。

イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合

ロ 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

③ 10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外する。

イ その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの

ロ その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの

④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

(4) 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する。

(5) 「高等職業訓練促進継続給付金（仮称）」として給付される給付金については、所得税を課さないこととする。

(6) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。

(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。

(8) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講ずる。

- ① 本特例のうちスイッチO T C医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を5年延長する。

(注) 上記の「スイッチO T C医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

- ② 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ スイッチO T C医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えるとともに、所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。

ロ 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。

ハ 薬局製造販売医薬品で、本特例の対象となる一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものを対象に加える。

(注) 上記の「薬局製造販売医薬品」とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

- ③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記②の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

(地方税)

[延長・拡充等]

〈個人住民税〉

(1) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。

(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講ずる。

① 本特例のうちスイッチO T C医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を5年延長する。

(注) 上記の「スイッチO T C医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

② 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ スイッチO T C医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えるとともに、所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。

ロ 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。

ハ 薬局製造販売医薬品で、本特例の対象となる一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものを対象に加える。

(注) 上記の「薬局製造販売医薬品」とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記②の改正は、令和10年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) 個人住民税について、所得税における〔延長・拡充等〕(3) から(7) までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

〈国民健康保険税〉

(4) 病床転換助成事業の期限の延長に伴い、引き続き病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置を講ずる。

5 その他

(国 税)

(1) 学校教育法等の改正に伴い、次の措置を講ずる。

① 勤労学生について、専修学校の学生でその修業期間が1年以上であること等の要件を満たす専攻科を履修するものを加えるとともに、適用対象となる専修学校の専門課程に係る要件のうちその1年の授業時間数が800時間以上であること等の要件を、その年平均の単位数が31単位以上であること等の要件に見直すこととする。

② その他所要の措置を講ずる。

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当について、次の措置を講ずる。

① 通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額を次のように引き上げる。

現 行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

② 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(5,000円を上限とする。)を加算した金額とする。

(3) ノルウェー科学文学アカデミーからアーベル賞として交付される金品について、所得税を課さないこととする。

(4) 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、個人番号を証する書類の範囲に、特定在留カード等を加える。

- (5) 公的年金等に係る雑所得について、次の見直しを行う。
- ① 給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。
 - ② その他所要の措置を講ずる。
- (注) 上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。
- (6) 独立行政法人農業者年金基金法施行令の改正を前提に、農業者年金制度について、その保険料の額の上限を月額 7.4 万円（現行：6.7 万円）に引き上げた後も、現行の税制上の措置を適用する。
- (7) 小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。
- (注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の確定申告書を令和 9 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用する。
- (8) 社会医療法人制度における認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。
- (注) 上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。
- (9) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。
- (10) 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税

とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額 7,500 円（現行：月額 3,500 円）に引き上げる。

- (11) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる 1 回の支給額を 650 円以下（現行：300 円以下）に引き上げる。
- (12) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正を前提に、見直し後の同法の高等学校等就学支援金について、引き続き次の措置を講ずる。
- ① 所得税を課さない。
 - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (13) 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税を課さないこととする。
- (14) 健康保険法等の改正を前提に、新たに支給されることとなる分娩費（仮称）及び出産時一時金（仮称）について次の措置を講ずる。
- ① 所得税を課さない。
 - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (15) 介護保険法の介護給付等について、介護保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
- ① 所得税を課さない。
 - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (16) 平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和 7 年 6 月 27 日）への対応として支給されることとなる生活保護法の保護金品等については、所得税を課さないこととする。
- (17) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
- ① 所得税を課さない。
 - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (18) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
- ① 所得税を課さない。

- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 障害年金を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

(19) 労働者災害補償保険法の保険給付等について、労働者災害補償保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 傷病補償年金を受けている者等を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

(地方税)

〈個人住民税〉

(1) 小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を個人住民税の申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。

(注) 上記の改正は、令和9年度分以後の個人住民税の申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用する。

- (2) 個人住民税について、所得税における(1)から(6)まで及び(10)から(19)までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- (3) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。
- (4) 個人住民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除（以下「ふるさと納税」という。）について、次の見直しを行う。
 - ① 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割と次の金額とのいずれか低い金額（現行：個人住民税所得割額の2割）とする。

道府県民税 77万2千円

（指定都市に住所を有する者の場合、38万6千円）

市町村民税 115万8千円

（指定都市に住所を有する者の場合、154万4千円）

(注) 上記の改正は、令和10年度分以後の個人住民税について適用する。

② 総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として、次の基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準を加える。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附金活用可能額」（仮称）という。）が当該寄附金の合計額の100分の60に相当する金額以上であること

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること

③ 上記②の改正は、令和8年10月1日以後に効力を生ずる指定について適用する。ただし、上記②イの割合について、次のとおり所要の経過措置を講ずる。

指定対象期間	②イの割合
令和8年10月1日から令和9年9月30日までの指定対象期間	100分の52.5
令和9年10月1日から令和10年9月30日までの指定対象期間	100分の55
令和10年10月1日から令和11年9月30日までの指定対象期間	100分の57.5

④ 総務大臣は、指定の取消しを受けた都道府県等について、3年以内の期間（現行：2年間）を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならないこととする。

(注) 上記の改正は、都道府県等による令和8年4月1日以後の基準違反等に係る指定の取消しについて適用する。

⑤ 総務大臣は、ふるさと納税の対象として指定をした都道府県等が、指定対象期間の初日前4年以内（現行：前1年以内）に基準に違反していたと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。

(注) 上記の改正は、都道府県等による令和7年10月1日以後の基準違反等について適用する。

⑥ その他所要の措置を講ずる。

(5) 道府県民税利子割に清算制度を導入することとし、次の措置を講ずる。

- ① 都道府県は、当該都道府県に納入された利子割額から徴収取扱費に相当する額を控除した額を、各都道府県ごとの清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものとする。
- ② ①により他の都道府県に支払うべき金額と他の都道府県から支払を受けるべき金額は、関係都道府県間で、それぞれ相殺するものとする。
- ③ 清算基準額は、各都道府県ごとに、当該都道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として算定した額で当該年度の初日の属する年の前年前3年内の各年に係るものを平均した額とする。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

〈国民健康保険税〉

(6) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げる。
- ② 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。

(7) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。

二 資産課税

1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

2 租税特別措置等

(国 税)

[新設]

〈登録免許税〉

(1) 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。

① 所有権の保存登記 1,000分の2 (本則1,000分の4)

② 所有権の移転登記 1,000分の10 (本則1,000分の20)

(2) 地盤の液状化により被害を受けた土地 (一定のものに限る。) について、地籍調査により作成された地図における当該土地の境界を当該土地の筆界とするための分筆がされた場合において、当該分筆後の土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人が当該分筆後の土地の所有権を取得したときにおける当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。

[延長・拡充等]

〈相続税・贈与税〉

(1) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる一定の専門課程による教育を行う専修学校の設置を主たる目的とする学校法人におけるその専修学校の専門課程の範囲について、学校教育法等の改正による専修学校の専門課程の単位制への移行に伴う所要の措置を講ずる。

(2) 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長する。

(3) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承

継計画の提出期限を1年6月延長する。

(4) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、次の措置を講ずる。

① 適用期限を3年延長する。

② 医療法人の移行計画の認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、本制度を適用する。

(注) 上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。

(5) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限を5年延長する。

〈登録免許税〉

(6) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

(7) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

① マンション建替事業からマンション再生事業への改正後も引き続き本措置の適用対象とする。

② 改正後のマンション再生事業における再生後マンション（マンション再生事業により建築等をされるマンションをいう。）の単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げる。

③ マンション敷地売却事業からマンション等売却事業への改正後も引き続き

本措置の適用対象とする。

④ 敷地分割事業の対象マンションに配管設備の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるマンション及び一定のバリアフリー基準に適合していないマンションが追加された後も引き続き本措置の適用対象とする。

⑤ 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間の措置として、マンション除却組合が受ける次の登記に対する登録免許税を免税とする。

イ 補償金支払手続開始の登記

ロ マンション除却組合が売渡請求権の行使により取得する区分所有権又は敷地利用権の取得の登記

⑥ その他所要の措置を講ずる。

(8) 農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

(9) 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

(10) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の改正を前提に、同法に規定する経営強化計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、同法の改正に伴う所要の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。

(11) 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

(12) 都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長する。

(13) 認定民間都市再生事業計画（当該計画に係る認定が国家戦略特別区域法の規定により国土交通大臣の認定があったものとみなされるものである場合における当該計画を含む。（14）において同じ。）に基づき都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、認定事業者が特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築するまでの期間に係る要件を、国土交通大臣の認定の日から5年以内（現行：3年以内）とした上、その適用期限を3年延長する。

(14) 認定民間都市再生事業計画に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

① 対象となる都市再生事業について、「事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうちに占める割合が10%以上であること」との要件を必須とする。

② 対象となる民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る。）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発を除外する。

③ 認定事業者が特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築するまでの期間に係る要件を、国土交通大臣の認定の日から5年以内（地上階数30以上又は延べ面積150,000㎡以上の建築物については、7年以内）（現行：3年以内（地上階数30以上又は延べ面積150,000㎡以上の建築物については、5年以内））とする。

(15) 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

(16) 東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置について、次の措置を講ずる。

① 適用期限を3年延長する。

② 東日本大震災により滅失等をした建物の範囲を福島県の区域内に所在していたものに限定する。

(注) 上記②の改正は、令和9年4月1日以後に新築又は取得をする代替建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税について適用する。

(17) 東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、次の措置を講ずる。

① 適用期限を3年延長する。

② 東日本大震災により滅失等をした建物の範囲を福島県の区域内に所在していたものに限定する。

(注) 上記②の改正は、令和9年4月1日以後に取得をする被災代替建物の敷地の用に供する土地に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税について適用する。

(18) 東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を1年延長する。

〈印紙税〉

(19) 学校教育法の改正により創設される専修学校における専攻科の学生に対して行われる学資の貸与及び支給のうち一定の要件を満たすものに係る消費貸借契約書について、印紙税の非課税措置等の対象に加える。

(20) 東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置について、適用対象から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が行う特別貸付けを除外した上、その適用期限を5年延長する。

(21) 東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限を3年延長する。なお、令和9年4月1日以後は滅失等建物等の範囲を福島県の区域内に所在していたものに限ることとする。

(22) 東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

〔廃止・縮減等〕

〈登録免許税〉

(1) 東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象を、警戒区域設定指示等が行われた日においてその対象区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得した農用地に限定する。

(2) 次に掲げる特別措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

① 特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置

② 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置

- ③ 東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関等が金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

〈印紙税〉

- (3) 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置のうち被災農用地を譲渡する場合等において作成される契約書等に係る措置については、適用期限の到来をもって廃止する。なお、対象区域内農用地を譲渡する場合等に作成される一定の契約書等については、適用期限を撤廃した上で、引き続き印紙税を課さないこととする。

(地方税)

[新設]

〈不動産取得税〉

重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を令和10年3月31日まで講ずる。

[延長・拡充等]

〈固定資産税・都市計画税〉

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ① 対象資産を特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のもの（現行：特別特定建築物に該当する家屋で主に実演芸術の公演等を行う一定のもののうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行ったもの）とする。

- ② 固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の

1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3分の1）に相当する金額を減額することとする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(2) 農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者であって同法に規定する地域計画に位置付けられた者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象者の範囲に農地中間管理機構等を加えた上、その適用期限を2年延長する。

(3) 所有する全ての農地（10a 未満の自作地を除く。）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が10年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 対象となる農地について、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域内において当該賃借権等が新たに設定される一定の農地とする。

② 当該賃借権等の設定期間が15年以上である農地について、課税標準を最初の3年間（現行：5年間）価格の2分の1とする。

(4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

① 太陽光発電設備について、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に適用対象を限定した上、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1（現行：出力が1,000kW以上の発電設備については4分の3、出力が1,000kW未満の発電設備については3分の2）

ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：出力が1,000kW以上の発電設備については4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において市町村の条例で定める割合、出力が1,000kW未満の発電設備については3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）

② 風力発電設備について、適用対象となる設備を次の設備とし、次の設備の

区分に応じそれぞれ価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に規定する認定公募占用計画に従って取得した設備

(イ) 大臣配分資産又は知事配分資産 5分の3

(ロ) その他の資産 5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

ロ 港湾法の規定による許可を受けて設置された設備及び地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく認定設備整備計画に従って取得した設備

(イ) 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2

(ロ) その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

③ バイオマス発電設備について、出力が10,000kW以上の発電設備を適用対象から除外する。

(5) 物資の流通の効率化に関する法律（以下「物流効率化法」という。）の改正を前提に、物流効率化法の認定を受けた事業者が、総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 対象となる家屋について、物流効率化法に規定する認定貨物自動車中継輸送実施計画（仮称）に基づき取得した一定の施設とする。

② 対象となる償却資産について、①に附属する一定の構築物に見直した上、当該償却資産に係る課税標準を、価格の4分の3（現行：ナンバープレート解析AIカメラ等については2分の1、その他の資産については4分の3）とする。

(6) 都市再生特別措置法の改正を前提に、同法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象施設に同法に規定する都市再生整備等協定（仮称）に定められた民間事業

者の交流又は連携の拠点となる集会施設、国際会議場施設、観光案内所及び防災上有効な備蓄倉庫を加えた上、その適用期限を3年延長する。

(7) 都市再生特別措置法の改正を前提に、同法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

① 対象施設に都市再生特別措置法に規定する都市再生整備等協定（仮称）に定められた民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設、国際会議場施設、観光案内所及び防災上有効な備蓄倉庫を加える。

② 事業区域の面積に占める当該事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の割合が10%以上であることとする要件を加える。

③ 対象となる民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る。）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発を除外する。

(8) 都市再生特別措置法施行規則の改正を前提に、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 適用対象となる償却資産に便所、遊具及び案内板を加える。

② 適用対象となる家屋に便所の用に供する家屋を加える。

(9) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得した代替家屋に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 床面積要件の上限を、代替家屋が住宅である場合は、240 m²以下（現行：280 m²以下）とする。

② 床面積要件の下限を、代替家屋が住宅である場合は、40 m²以上（現行：50 m²以上）とする。

(10) 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置等について、次の見直しを行

った上、その適用期限を5年延長する。

- ① 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。
- ② 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。ただし、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を50㎡以上に据え置くこととする。
- ③ 災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。）の建替えによる住宅の新築を除く。）された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築（従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。）された住宅については、本特例の適用ができないこととする。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

（注1）上記③の「災害危険区域等」とは、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

（注2）上記③の「土砂災害警戒区域等」とは、一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をいう。

（注3）上記③の改正は、令和11年4月1日以後に新築された住宅に係る固定資産税について適用する。

（11）令和8年度分及び令和9年度分の令和6年能登半島地震による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税については、被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を引き続き適用できることとする。

（12）新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

- ① 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。
- ② 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。ただし、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を50㎡以上に据え置くこととする。
- ③ 災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供して

いた住宅に限る。) の建替えによる住宅の新築を除く。) された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築 (従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。) された住宅については、本特例の適用ができないこととする。

④ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記③の「災害危険区域等」とは、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注2) 上記③の「土砂災害警戒区域等」とは、一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をいう。

(注3) 上記③の改正は、令和11年4月1日以後に新築された住宅に係る固定資産税について適用する。

(13) 耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の措置を講ずる。

① 耐震改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を5年延長する。

② バリアフリー改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下(現行:280㎡以下)とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とする。

③ 省エネ改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下(現行:280㎡以下)とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とする。

④ 耐震改修を行った住宅であって、認定長期優良住宅に該当することとなった一定の住宅に対する固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下(現行:280㎡以下)とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とする。

⑤ 省エネ改修を行った住宅であって、認定長期優良住宅に該当することとな

った一定の住宅に対する固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。

(14) 児童福祉法の改正後の小規模保育事業について、現行制度と同様に、社会福祉法人等が当該事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする措置を講ずる。

(15) 水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。

(16) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が一定の事業の用に供する固定資産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用期限を10年延長する。

(17) 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(18) 水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき、地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。

(19) 建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された既存家屋（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示の対象となったもの及び住宅を除く。）について、政府の補助を受けて、耐震基準に適合させるよう改修工事を行い、その旨を市町村に申告した場合に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を3年延長する。

(20) 東日本大震災による被災住宅用地に代わるものとして取得した土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を1年（福島県の区域内の被災住宅用地の所有者等が、代替土地を取得した場合は3年）延長する。

(21) 東日本大震災により滅失・損壊した家屋に代わるものとして取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置の適用期限を1年（福島県の区域内の被災家屋の所有者等が、代替家屋の取得等をした場合は3年）

延長する。

〈不動産取得税〉

(22) 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に伴い、参加者等が博覧会の用に供するために取得した一定の家屋に係る不動産取得税の非課税措置について、令和 10 年 3 月 1 日（現行：博覧会の終了の日から 6 月を経過する日）において当該家屋を所有している場合には、令和 10 年 3 月 1 日において当該家屋の取得があったものとみなして不動産取得税を課することとする。

(23) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が取得した特定要除却認定マンション及びその敷地に係る不動産取得税を非課税とする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

- ① 対象事業をマンション再生事業、マンション等売却事業又はマンション除却事業とする。
- ② 適用対象を施行者、マンション等売却組合又はマンション除却組合が取得したものとする。
- ③ 対象資産を要除却等認定マンション若しくはその敷地又は災害により被災したマンション若しくはその敷地とする。

(24) 住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置について、次の見直しを行う。

- ① 床面積要件の下限を 40 m²以上（現行：50 m²以上）とする。ただし、令和 13 年 3 月 31 日までの間、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を 50 m²以上に据え置くこととする。
- ② 災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の 2 親等以内の親族が 5 年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。）の建替えによる住宅の新築を除く。）された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築（従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。）された住宅並びにその土地については、本特例の適用ができないこと

とする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記②の「災害危険区域等」とは、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注2) 上記②の「土砂災害警戒区域等」とは、一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をいう。

(注3) 上記②の改正は、令和11年4月1日以後に取得された住宅及びその土地に係る不動産取得税について適用する。

(25) 既存住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置について、床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。

(26) 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

① 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。ただし、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を50㎡以上に据え置くこととする。

② 災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。）の建替えによる住宅の新築を除く。）された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築（従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。）された住宅については、本特例の適用ができないこととする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記②の「災害危険区域等」とは、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注2) 上記②の「土砂災害警戒区域等」とは、一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をいう。

(注3) 上記②の改正は、令和11年4月1日以後に取得された住宅に係る不動産取得税について適用する。

- (27) 児童福祉法の改正後の小規模保育事業について、現行制度と同様に、社会福祉法人等が当該事業の用に供する不動産に係る不動産取得税を非課税とする措置を講ずる。
- (28) 医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (29) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (30) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域において、認定事業により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
- (31) 都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が、都道府県等の要請に基づき取得した特別緑地保全地区等の区域内の土地に係る不動産取得税を非課税とする措置の適用期限を2年延長する。
- (32) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得した代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (33) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が取得した一定の事業の用に供する不動産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が取得した一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を10年延長する。
- (34) 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を5年延長する。
- (35) 新築住宅特例が適用される住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200 m²を限度）相当額等の減額）について、土地取得

後から住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を5年延長する。

(36) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業により鉄道事業者が譲渡を受けた一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

(37) 東日本大震災により滅失・損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年（福島県の区域内の被災家屋の所有者等が、代替家屋を取得した場合は3年）延長する。

(38) 東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得した土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年（福島県の区域内の被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替土地を取得した場合は3年）延長する。

〈事業所税〉

(39) 児童福祉法の改正後の小規模保育事業について、現行制度と同様に、当該事業の用に供する施設に係る事業所税を非課税とする措置を講ずる。

(40) 特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、適用期間を当該計画の承認後5年間とした上、その適用期限を2年延長する。

〔廃止・縮減等〕

〈固定資産税〉

(1) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象を緊急遮断装置と同時に設置する緊急地震速報受信設備等に見直した上、その適用期限を3年延長する。

(2) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 脂肪酸メチルエステル製造設備に係る課税標準を価格の4分の3（現行：3分の2）とする。

- ② 木質固形燃料製造設備の適用対象を中小事業者等が取得したものに限定した上、課税標準を価格の6分の5（現行：4分の3）とする。
- (3) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、下水道除害施設のうち酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置を適用対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。
- (4) 日本貨物鉄道株式会社が取得した新たに製造された一定の機関車に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとし、所要の経過措置を講ずる。
- (5) 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得等された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとし、所要の経過措置を講ずる。

〈不動産取得税〉

- (6) 都市再生特別措置法の改正を前提に、同法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域において、認定事業により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
 - ① 事業区域の面積に占める当該事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の割合が10%以上であることとする要件を加える。
 - ② 対象となる民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る。）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発を除外する。
- (7) 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地に代わるものとして取得した農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

3 その他

(国 税)

- (1) 金融商品取引法の改正を前提に、顧客財産管理人（仮称）による業務及び財産の管理を命ずる処分の登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。
- (2) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人を引き続き登録免

許税法別表第三（登録免許税の非課税登記等）掲名法人とする。

(3) 農業近代化資金融通法の改正を前提に、改正後の農業近代化資金の借入れに係る債務保証について、農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を引き続き適用する。

(4) 相続税等の財産評価の適正化

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。

① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価する。

(注) 上記の課税時期における通常取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができることとする。

② 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価する。

(注) 上記の課税時期における通常取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記①に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）する。

(注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。ただし、上記①の改正については、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る。）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む。）には適用しない。

- (5) 病床転換助成事業の期限の延長に伴い、社会保険診療報酬支払基金が行う病床転換助成事業に係る業務に関する文書については、引き続き印紙税を課さないこととする。
- (6) 介護保険法等の改正を前提に、国民健康保険団体連合会が都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。
- (7) 農林中央金庫法の改正を前提に、農林中央金庫の業務の範囲の見直しが行われた後も、引き続き農林中央金庫が作成する約束手形又は為替手形に対する印紙税の税率の軽減措置等を適用する。
- (8) 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（仮称）の制定を前提に、改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の規定に基づき国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う一定の研究開発に関する設備等の供用の業務に関する文書で同機構が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。
- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正を前提に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が地域経済牽引事業用地の整備に関する計画を作成しようとする者及び当該計画の承認を受けた者に対して行う助言等の業務に関する文書で同機構が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。

（地方税）

〈固定資産税・都市計画税〉

- (1) 学校教育法の改正により専修学校に専攻科が創設された後も、学校法人等について、現行制度と同様の非課税措置を講ずる。
- (2) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人等について、現行制度と同様の非課税措置を講ずる。
- (3) 農業近代化資金融通法の改正を前提に、改正後の農業近代化資金の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する一定の機械及び装置について、現行制度と同様の特例措置を講ずる。

〈不動産取得税〉

- (4) 学校教育法の改正により専修学校に専攻科が創設された後も、学校法人等について、現行制度と同様の非課税措置を講ずる。

(5) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人等について、現行制度と同様の非課税措置を講ずる。

(6) 農業近代化資金融通法の改正を前提に、改正後の農業近代化資金の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための一定の共同利用施設について、現行制度と同様の特例措置を講ずる。

〈事業所税〉

(7) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務として行う物品販売業について、収益事業から除外される事業として、事業所税を非課税とする措置を講ずる。

(8) 電気事業法の改正を前提に、広域的運営推進機関が同法に基づく次の貸付業務として行う金銭貸付業について、収益事業から除外される事業として、事業所税を非課税とする措置を講ずる。

① 一定の送電用又は変電用の電気工作物の整備等をする一般送配電事業者又は送電事業者に対する貸付業務（広域系統整備交付金交付等業務を除く。）

② 一定の発電等用電気工作物の整備等をする発電事業者に対する貸付業務

(9) 関係法令の改正を前提に、公益法人等の収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保健業の要件の見直しが行われた後も、同連合会が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、引き続き非課税とする措置を講ずる。

(10) 学校教育法の改正により専修学校に専攻科が創設された後も、学校法人等について、引き続き現行制度と同様の特例措置を講ずる。

(11) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、引き続き非課税とする措置を講ずる。

(12) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、改正後の社会福祉法人が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、引き続き非課税とする措置を講ずる。

(13) 関係法律の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 農林中央金庫の業務の範囲の見直し後も、引き続き現行制度と同様の特例措置を講ずる。

- ② 改正後の農業近代化資金の貸付けを受けて設置される農林水産業者の共同利用に供する一定の施設について、引き続き非課税とする措置を講ずる。

三 法人課税

1 税制上の基準額の点検・見直し

(国 税)

- (1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満（現行：30 万円未満）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。
- (2) 公益法人等の収益事業に係る課税について、関係法令の改正を前提に、収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保健業の要件のうち特別の療養環境に係る病床の病室差額料に係る要件における特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額を、1 万円以下（現行：5,000 円以下）に引き上げる。

2 「強い経済」の実現に向けた対応

(国 税)

(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のものに限る。）で、特定生産性向上設備等（仮称）（その法人が同法の改正法の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するもの（以下「特定機械装置等」という。）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（その確認を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の 7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の 20%を上限とし、控除限度超過額は 3 年間の繰越しができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注 1) 上記の「生産等設備」とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、事務用器具備品、本店、寄宿

舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない。

(注2) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。

- ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ③ 建物 一の取得価額が1,000万円以上のもの
- ④ 建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ⑤ ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの

(注3) 上記の「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法の実施要綱の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

- ① 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上）であること。
- ② 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること。
- ③ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること。
- ④ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。
- ⑤ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること。

(注4) 上記の「取得等」とは、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。

(注5) 控除限度超過額の繰越控除は、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人（繰越控除の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、その認定を取り消された法人又はその認定に係る計画の計画期間が終了した法人を除く。）で予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限り、適用できることとする。

(注6) 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人の所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く。）を適用しないこととする。

- ① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、2%以上）であること。
- ② 国内設備投資額が当期償却費総額の30%（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、40%）を超えること。

(注7) 特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の制度（②の制度のうち繰越税額控除制度を除く。）の適用を受けることができないこととする。

- ① 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- ② 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）
- ③ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

(2) 研究開発税制について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- ① 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画（仮称）につき同法の認定（以下「認定」という。）を受けたもの（以下「認定研究開発法人」という。）の適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。）がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%）の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとする。

（注1）上記の「適用期間」とは、重点研究開発計画の認定を受けた日（認定日）から同日以後5年を経過する日（5年経過日）までの期間をいい、その認定に係る重点研究開発計画の計画期間の終了の日（計画期間終了日）が5年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間をいう。

（注2）上記の「重点産業技術試験研究費の額」とは、認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費の額をいう。

（注3）上記の「特別重点産業技術試験研究費の額」とは、重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関（仮称）と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいう。

（注4）上記の「特定重点研究開発」とは、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発をいう。

（注5）繰越税額控除制度は、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を

超える場合に限り、適用できることとする。

(注6) 通算法人については、次のとおりとする。

イ 通算グループを一体として計算した税額控除限度額（以下「重点産業技術試験研究費基準額」という。）と通算グループを一体として計算した控除上限額（以下「法人税額基準額」という。）とのうちいずれか少ない金額に控除分配割合を乗じて計算した金額（以下「税額控除可能分配額」という。）を税額控除額とする。

ロ 繰越税額控除制度の適用要件（上記（注5））については、通算グループ全体の試験研究費の額により判定することとする。

ハ 通算法人ごとに、次の金額の合計額（繰越通算税額控除限度超過額）と当期の法人税額の10%相当額（当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額）とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。

(イ) その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の重点産業技術試験研究費基準額が法人税額基準額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。）

(ロ) 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。）

ニ 通算グループ内の他の法人の各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等を各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置を講ずる。

② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率を次のとおり見直し、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を3年延長する。

(イ) 増減試験研究費割合が 3%以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 13 \text{ 分の } 8.5$$

(ロ) 増減試験研究費割合が 3%超 15%以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$$

(ハ) 増減試験研究費割合が 15%超である場合

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$$

ロ 増減試験研究費割合が 4%を超える場合又は増減試験研究費割合がマイナス 4%を下回る場合の控除税額の上限の特例について、令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が 7%を超える部分 1%当たり当期の法人税額の 0.625% (5%を上限とする。) を加算し、増減試験研究費割合がマイナス 1%を下回る部分 1%当たり当期の法人税額の 0.625% (5%を上限とする。) を減算する特例とした上、その適用期限を 3 年延長する。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

③ 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。

イ 増減試験研究費割合が 12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

ロ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

ハ 控除限度超過額については、3 年間の繰越しができることとする。

(注 1) 繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できないこととする。

(注 2) 通算法人については、次のとおりとする。

(イ) 繰越税額控除制度の適用要件 (上記 (注 1)) については、通算グループ全体の試験研究費の額により判定することとする。

(ロ) 通算法人ごとに、次の金額の合計額 (繰越通算税額控除限度超過額) と当期の法人税額の 25% (控除上限の上乗せ特例の適用があ

る場合には、その適用後の割合)相当額(当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額)とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。

- a その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の通算グループを一体として計算した税額控除限度額が通算グループを一体として計算した控除上限額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)
- b 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)

(ハ) 通算グループ内の他の法人の各事業年度の試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等を各事業年度の試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置を講ずる。

④ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とする。

(イ) 大学等に企業との共同研究及び企業からの委託研究(以下「共同研究等」という。)についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていること等その大学等が共同研究等を行うに当たって管理を行うための体制が十分なものであると認められること。

(ロ) その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法等が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること。

(ハ) その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続に関する方法が具体的に定められていること。

- ロ その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額を特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外とする。
 - ハ 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しを行う。
 - (イ) 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者（その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となったものに限る。）で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないものを加える。
 - (ロ) その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこととする。
 - (ハ) その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとする。
- ⑤ 他の者に委託する試験研究（契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限る。）に係る試験研究費の額については、次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とする。
- イ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。）の委託に係る試験研究費の額 その試験研究費の額
 - ロ 上記イ以外の試験研究費の額 その試験研究費の額の50%相当額（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については70%相当額とし、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度については60%相当額とする。）
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(3) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止する。

② 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。

イ 原則の税額控除率（10%）が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（現行：3%以上）である場合とする。

ロ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算する措置とする。

ハ 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

③ 中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

(4) 戦略分野国内生産促進税制について、次の見直しを行う。

① 特定生産性向上設備等投資促進税制（上記（1）の措置）の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は、半導体税額控除限度額の計算の基礎となる半導体生産用資産及びこれとともに半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に投資した金額に含めないこととする。

② 特定生産性向上設備等投資促進税制（上記（1）の措置）の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は、特定商品税額控除限度額の計算の基礎となる特定商品生産用資産及びこれとともに特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に投資した金額に含めないこととする。

③ 継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない場合に、税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しを行う。

イ 継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続

雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上（現行：1%以上）であることとする。

ロ 継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とする。

(5) 大企業につき研究開発税制等の生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を令和11年3月31日まで延長する（所得税についても同様とする。）。

① 特定税額控除規定に、研究開発税制のうち重点産業技術試験研究費の額に係る措置（上記(2)①の措置）（繰越税額控除制度を除く。）を加える。

② 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次の見直しを行う。

イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること（現行：継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること）とする。

ロ 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上（現行：1%以上）であることとする。

③ 次の制度について、継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とする。

イ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除制度

ロ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における税額控除制度

(6) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の

特例について、関係法令の改正を前提に次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

① 増資特定株式に係る措置について、次の見直しを行う。

イ 中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を2億円以上（現行：1億円以上）に引き上げる。

ロ 下記③の改正に伴い、下記③により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外する。

② 発行法人以外の者から購入により取得した特定株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものに係る措置について、次の見直しを行う。

イ 取得価額要件を7億円以上（現行：5億円以上）に引き上げる。

ロ 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入することとする。

ハ 下記③の改正に伴い、下記③により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外する。

③ 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの（その取得の直前において発行法人の総株主の議決権の過半数を有するものを除く。）を加え、その特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。

（注1）上記の特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とする。

（注2）上記の特定株式の要件は、取得価額要件を3億円以上とするほか、上

記②の特定株式の要件と同様とする。

(注3) 上記の特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、次のとおり現行の取崩し事由を見直した事由とするほか、上記②の特定株式の取崩し事由と同様とする。

イ 上記の特定株式の取得から3年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その取得の日から3年以内に、その発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなった場合はこの限りでない。

ロ 上記イただし書の場合において、対象法人が特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなったときは、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ハ 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

(注4) 増資特定株式でその取得の日が令和5年4月1日以後であるものにつき特別勘定を設けている又は設けていたものと同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式は、この措置の対象外とする。

④ その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

(1) 国税(1)の新設に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

(2) 国税(2)の見直し及び延長に伴い、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

(3) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度(中小企業向けの措置を除く)について、適用期限(令和9年3月31日)の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。

- ① 適用対象を、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である法人に限ることとする。
- ② 適用要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4 %以上（現行：3 %以上）であることとする。
- (4) 国税（3）の見直しに伴い、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

3 活力ある地方・中小企業の後押し

(国 税)

(1) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 次のイ又はロの法人の区分に応じそれぞれ次の要件を満たす場合は、特定建物等の特別償却率を 20 %（現行：15 %）とし、税額控除率を 5 %（現行：4 %）とする。なお、その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型事業に係るものである場合には、特別償却率を 25 %とし、税額控除率を 8 %（現行：7 %）とする。

イ ロに掲げる法人以外の法人 次の要件

(イ) 一の特定業務施設（特定業務児童福祉施設のうちその特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。）を構成する建物等及び構築物の取得価額の合計額が 10 億円以上であること。

(ロ) その特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日においてその特定業務施設（特定業務児童福祉施設を除く。）に勤務する特定雇用者（集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者を除く。）の増加数が 60 人以上であること。

(ハ) その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として記載された数が 60 人以上であること。

ロ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）に該当する法人 次の要件

(イ) その特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日におい

て特定業務施設（特定業務児童福祉施設を除く。）に勤務する特定雇用者（集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者を除く。）の増加数が20人以上であること。

(ロ) その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として記載された数が20人以上であること。

- ② 対象となる資産に事業の用に供されたことのある建物等及び構築物（これらの資産を事業の用に供するためにこれらの資産の取得に伴い行う改良又はこれらの資産を事業の用に供するために実施する工事に伴って取得し、又は製作するものを含む。）を加え、その特別償却率を10%（移転型事業の場合には、15%）、税額控除率を2%（移転型事業の場合には、4%）とする。
- ③ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人の取得価額要件を4,500万円以上（現行：3,500万円以上）に引き上げる。
- ④ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日からその認定に係る特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日までの期間内において事業主都合による離職者（人員整理、事業の休廃止等による解雇の事由による離職者に限る。）がないことにつき証明がされた場合に限り、この制度を適用できることとする。
- ⑤ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件のうち、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が5人以上（中小企業者の場合は、1人以上）であることとの要件について、その数から集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者の数を除外する。

(2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(3) 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者

(仮称) に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。

(4) 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。（再掲）

① 増減試験研究費割合が 12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

② 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

③ 控除限度超過額については、3 年間の繰越しができることとする。

(5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を 3 年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満（現行：30 万円未満）に引き上げる。（再掲）

② 対象となる法人から常時使用する従業員の数が 400 人を超える法人を除外する。

(地方税)

(1) 国税（1）の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

(2) 国税（2）の廃止に伴い、法人住民税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

(3) 国税（4）の見直し及び延長に伴い、税額控除制度を法人住民税に適用する。（再掲）

4 公平かつ円滑な納税のための環境整備

(国 税)

(1) 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、そ

の記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととする。

（注1）上記の「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。

（注2）上記の「特定取引」とは、次の取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限る。）をいう。

① その関連者がその内国法人に対して行う次の資産（以下「工業所有権等」という。）の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定等その関連者がその内国法人に工業所有権等を使用させる行為を含む。）

イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの

ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

ハ プログラムの著作物

② その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの

イ 次のいずれかの事業活動で、その内国法人とその関連者との契約又は協定に基づきその関連者が行うもの

（イ）その関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動

（ロ）その関連者が有する専用資産（専らその内国法人及び関連者の事業の用に供することを目的とする資産をいう。）をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理

ロ その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供でその関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの

ハ 上記イ及びロの役務の提供に類するもの

（注3）上記の「取引関連書類等」とは、取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととさ

れているものをいう。

(注4) 上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となる。

(2) 投資簿価修正制度における調整勘定対応金額の加算措置について、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をした場合の調整勘定対応金額の調整の対象となる譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡を除外する。

(注) 上記の取得決議により交付を受けた上記の離脱法人の株式の価額がその譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合を除く。

(3) 次の場合において、その移行又は転用に係る資産及び負債のその移行時又は転用時における帳簿記載金額を基礎として、その移行後又は転用後の各事業年度における所得の金額の計算を行うことが明らかとなるよう規定を整備するほか、減価償却資産の償却の方法等について所要の措置を講ずる。

- ① 公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に移行する場合
- ② 公共法人が収益事業を行う公益法人等に移行する場合
- ③ 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債に転用された場合

5 その他の租税特別措置等

(国 税)

[拡充等]

(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、特別償却率及び税額控除率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

① 中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。以下同じ。) 特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率

イ 炭素生産性向上率 22%以上(現行:17%以上) 特別償却率 30%(現行:50%) 又は税額控除率 10%(現行:14%)

ロ 炭素生産性向上率 17%以上 22%未満(現行:10%以上 17%未満) 特

別償却率 30%（現行：50%）又は税額控除率 5%（現行：10%）

② 中小企業者以外の法人 特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率

イ 炭素生産性向上率 25%以上（現行：20%以上） 特別償却率 30%（現行：50%）又は税額控除率 8%（現行：10%）

ロ 炭素生産性向上率 20%以上 25%未満（現行：15%以上 20%未満） 特別償却率 30%（現行：50%）又は税額控除率 3%（現行：5%）

（注 1）特定大企業（一定のサプライチェーン連携を実施している中小企業者以外の法人をいう。以下同じ。）の炭素生産性向上率については、その炭素生産性向上率を現行どおりとした上で、上記イ又はロの特別償却率又は税額控除率を適用する。

（注 2）上記の「一定のサプライチェーン連携」とは、連携企業（特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者をいい、グループ会社を除く。以下同じ。）のエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を目指す取組のうち次の要件の全てに該当するものをいう。

イ 連携企業への支援により、その連携企業に対する取引量を減らさずにその連携企業の炭素生産性を事業所単位で 30%以上向上させる計画を立てること。

ロ 連携企業とその計画に関する費用負担を行うこと等を明記した一定の合意書を締結していること。

ハ 特定大企業に追加の費用負担が発生するものであって、連携企業の排出量削減に資する内容であること。

ニ 連携企業が自身のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量を算定すること。

(2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、次の措置を講ずる。

① 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、次の措置を講ずる。

イ 対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。

- (イ) マンションの再生等の円滑化に関する法律の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等の譲渡を対象とする。
 - (ロ) 一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業（マンション更新事業を除く。）の施行者に対する土地等（隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡を対象とする。
 - (ハ) 改正後のマンション再生事業における再生後マンション（マンション再生事業により建築等をされるマンションをいう。）の単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引き下げる。
- ロ 対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。
- (イ) マンション敷地売却事業からマンション等売却事業への改正後も引き続き対象とする。
 - (ロ) 認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業であることとの要件を、認定除却等計画等にマンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション等売却事業であることとの要件に見直す。
 - (ハ) 上記（ロ）の新たに建築されるマンションに関する事項等のうち、単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引き下げる。
- ② 改正後のマンション再生事業における一定の権利変換及び敷地分割事業における一定の敷地権利変換について、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例のうち完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととする措置の対象とする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。
- (3) 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度について、次の措置を講ずる。
- ① 適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者（仮称）に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。（再掲）

ロ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡について、その建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を 160 万円/3.3 m²（現行：100 万円/3.3 m²）に引き上げる。

ハ 対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。

ニ 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時ににおいて地すべり防止区域等内に存する場合には、対象としないこととする。

（イ）都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

（ロ）都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

（ハ）都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

（注）上記の「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

② 適用停止措置の期限を 3 年延長する。

(4) 短期の土地譲渡益に対する追加課税制度について、適用除外措置の対象である優良な住宅の供給に寄与するものとして新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の譲渡におけるその建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を 160 万円/3.3 m²（現行：100 万円/3.3 m²）に引き上げた上、適用停止措置の期限を 3 年延長する。

(5) 特定の医療法人の法人税率の特例における承認要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との

要件について、関係法令の改正を前提に、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする。

(注) 上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。

(6) 認定株式分配に係る課税の特例について、令和8年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする措置に見直す（所得税についても同様とする。）。

- ① その法人の株主の持株数に応じてその完全子法人の株式のみを交付するものであること。
- ② その現物分配の直後にその法人が有するその完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。
- ③ 適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び従業者継続要件に該当すること。
- ④ その法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして次の要件を満たすものであること。

イ その法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む。）のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの（その完全子法人以外の法人で、その一定の関係が継続することが見込まれているものに限る。）を含む。以下同じ。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ロ その完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が上記イの特定した

事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること。

(7) 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限を3年延長する。

② 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 関係法令の改正を前提に、対象となる事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものを加える。

ロ 上記イの事業に係る対象資産は、機械装置、建物等及び構築物とし、特別償却率は、45%（建物等及び構築物については、23%）とし、税額控除率は、14%（建物等及び構築物については、7%）とする。

(8) 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限を3年延長する。

② 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 関係法令の改正を前提に、対象となる事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものを加える。

ロ 上記イの事業に係る対象となる雇用者は、次の者とし、税額控除率は、9%とする。

(イ) 平成23年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者

(ロ) 平成23年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市

区域の区域内に居住していた者

[延長]

- (1) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
- (2) 輸出事業用資産の割増償却制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
- (3) 海外投資等損失準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 特定原子力施設炉心等除去準備金制度の適用期限を3年延長する。
- (5) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、その適用期限を2年延長するとともに、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を2年延長する。
- (6) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。
- (7) 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却制度等の適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

[廃止・縮減等]

- (1) 中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件を「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」とする（所得税についても同様とする。）。
- (2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
 - ① 令和8年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の特別償却率を、機械装置及び器具備品については40%（現行：45%）に、建物等及び構築物については20%（現行：23%）に、それぞれ引き下げる。
 - ② 令和8年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の税額控除率を、機械装置及び器具備品については12%（現行：14%）に、建物等及び構築物については6%（現行：7%）に、それぞれ引き下げる。

- ③ 対象となる特定事業から、情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）を除外する。
- (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象となる特定国際戦略事業から次の事業を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ① 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
- ② 希少金属の回収又はこれらに代替する物質の製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
- (4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）における工具及び器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。
- (5) 特定船舶の特別償却制度について、対象船舶から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される外航船舶のうち海上運送法の認定事業基盤強化事業者により建造された同法の先進船舶以外のものを除外した上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。
- (6) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度における器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。
- (7) 特定都市再生建築物の割増償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 対象となる特定都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業について、「事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうちに占める割合が10%以上であること」との

要件を必須とする。

- ② 対象となる民間都市再生事業計画のうち特定都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る。）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発を除外する。

(8) 倉庫用建物等の割増償却制度は、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(9) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、対象事業から次の事業を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- ① 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他の臨床研究若しくは高度再生医療の研究開発に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

- ② 高度医療施設等の運営に関する事業

(10) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年（一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、令和10年3月31日まで）延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置を除外する。

- ② 市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が次の区域以外の区域内にある場合の課税の繰延べ割合を60%（現行：80%）に引き下げる。

イ 次の区域（その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあっては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限る。）

(イ) 防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域

(ロ) 特定都市再生緊急整備地域内の区域

(ハ) 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域

ロ 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

- ③ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及び

その附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。

④ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船について、譲渡資産から、その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものを除外する。

(11) 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

(12) 投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、対象となる再生可能エネルギー発電設備を太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定した上、再生可能エネルギー発電設備の取得期限を5年延長する。

(13) 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(14) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(15) 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(16) 被災代替船舶の特別償却制度は、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(地方税)

[新設]

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物（以下「地域間連系線」という。）の整備又は更新の実施及び維持を行う一般送配電事業者又は送電事業者が地域間連系線の整備等に必要な費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を3年間に限り講ずる。

[延長・拡充等]

(1) 国税〔拡充等〕(1)の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及

- び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。
- (2) 国税〔拡充等〕(7)の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。
 - (3) 国税〔拡充等〕(8)の見直し及び延長に伴い、税額控除制度を法人住民税に適用する。
 - (4) 国税〔延長〕(3)の延長に伴い、海外投資等損失準備金制度を法人住民税に適用する。
 - (5) 国税〔延長〕(7)の延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。
 - (6) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、発電事業者が一般送配電事業者等による託送供給により電気の供給を行う場合において当該託送供給の料金として支払うべき金額（発電側課金）に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
 - (7) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
 - ① 小売電気事業者が一般送配電事業者又は配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
 - ② 配電事業者が電気工作物を一般送配電事業者から譲り受けるなどして託送供給を行う場合の配電事業者又は一般送配電事業者の託送供給に係る収入金額のうち、当該電気工作物の譲り受け等に係る費用として支払うべき定期支払額に相当する収入金額
 - (8) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

〔廃止・縮減等〕

- (1) 国税〔廃止・縮減等〕(1)の見直しに伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。
- (2) 国税〔廃止・縮減等〕(2)の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住

民税及び法人事業税に適用する。

- (3) 国税〔廃止・縮減等〕(3)の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に適用する。
- (4) 国税〔廃止・縮減等〕(4)の見直しに伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。
- (5) 国税〔廃止・縮減等〕(13)の廃止に伴い、法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。
- (6) 国税〔廃止・縮減等〕(14)の廃止に伴い、法人住民税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。
- (7) 国税〔廃止・縮減等〕(15)の廃止に伴い、法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。
- (8) 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を廃止することとし、資本金等の額から、事業年度の区分に応じ次に掲げる金額をそれぞれ控除する経過措置を講ずる。
 - ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に20分の19を乗じて得た金額
 - ② 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に10分の9を乗じて得た金額
 - ③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に10分の8を乗じて得た金額
 - ④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に10分の7を乗じて得た金額
 - ⑤ 令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に10分の6を乗じて得た金額
 - ⑥ 令和13年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に10分の5を乗じて得た金額
 - ⑦ 令和14年4月1日から令和15年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に10分の4を乗じて得た金額
 - ⑧ 令和15年4月1日から令和16年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に10分の3を乗じて得た金額

- ⑨ 令和 16 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 2 を乗じて得た金額
- ⑩ 令和 17 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 1 を乗じて得た金額

6 その他

(国 税)

(1) 公益法人等の収益事業に係る課税について、次の見直しを行う。

① 次の事業を収益事業から除外する。

イ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型投資事業者排出枠の
買入れに関する業務として行う物品販売業

ロ 電気事業法の改正を前提に、広域的運営推進機関が同法に基づく次の貸
付業務として行う金銭貸付業

(イ) 一定の送電用又は変電用の電気工作物の整備等をする一般送配電事業
者又は送電事業者に対する貸付業務（広域系統整備交付金交付等業務を
除く。）

(ロ) 一定の発電等用電気工作物の整備等をする発電事業者に対する貸付業
務

② 収益事業から除外される医療保健業について、次の見直しを行う。

イ 医師会法人等がその開設する病院又は診療所において行う医療保健業の
要件のうち「その医師会法人等の受ける診療報酬又は利用料の額が、健康
保険法の規定等により算定される額以下であること」との要件について、
関係法令の改正を前提に、特定外国人患者から受ける診療報酬の額（療養
の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当す
る給付に係るものに限る。）にあつては、「その診療報酬の額が、その算定
される額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金
を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているものであること」
との要件とする。

ロ 公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医
療保健業の要件について、関係法令の改正を前提に、次の見直しを行う。

(イ) 「その農業協同組合連合会が自費患者から受ける診療報酬の額が、健

康保険法の規定等により算定される額以下であること」との要件について、特定外国人患者から受ける診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、「その診療報酬の額が、その算定される額に3を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする。

(ロ) 特別の療養環境に係る病床の病室差額料に係る要件について、特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額を1万円以下（現行：5,000円以下）に引き上げる。（再掲）

ハ 無料又は低額な料金による診療事業等を行う公益法人等が行う医療保健業の要件のうち「その公益法人等が自費患者から受ける診療報酬の額が、健康保険法の規定等により算定される額以下であること」との要件について、関係法令の改正を前提に、特定外国人患者から受ける診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、「その診療報酬の額が、その算定される額に3を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているものであること」との要件とする。

(注) 上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。

③ 収益事業から除外される専修学校が行う技芸の教授及び学力の教授（以下「技芸の教授等」という。）について、次の見直しを行う。

イ その技芸の教授等に、専修学校の専攻科における技芸の教授等でその年平均の単位数が31単位以上であること等の要件に該当するものを加える。

ロ その技芸の教授等の要件のうち専修学校の専門課程における1年間の授業時間数に係る要件について、学校教育法等の改正による単位制への移行に伴う所要の措置を講ずる。

ハ その他所要の措置を講ずる。

(2) 寄附金の損金不算入制度について、次の見直しを行う（次の②イ（ハ）に係る見直しを除き、所得税についても同様とする。）。

① 専修学校の専攻科（その修業期間を通ずる単位数が 62 単位以上であるものに限る。以下同じ。）の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるためのその専攻科を置く学校法人（準学校法人を含む。以下同じ。）に対する一定の寄附金及び専修学校の専攻科の教育の用に供される費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する一定の寄附金を、指定寄附金とする。

② 次の事項について、学校教育法等の改正による専修学校の専門課程の単位制への移行に伴う所要の措置を講ずる。

イ 指定寄附金となる次の寄附金における専修学校の専門課程の範囲

（イ）専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるためのその専門課程を置く学校法人に対する寄附金

（ロ）専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金

（ハ）専修学校の一定の専門課程を置く学校法人の設立に必要な費用に充てるためのその設立を目的とする法人に対する寄附金

ロ 特定公益増進法人となる一定の専門課程による教育を行う専修学校の設置を主たる目的とする学校法人におけるその対象となる専修学校の専門課程の範囲

③ 指定寄附金となる学校等の教育に必要な費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金について、その寄附金の受入れの実績が一定の基準以上であること等の要件を満たす学校法人にあってはその受入れに係る一定の書類の作成を不要とする等の当該寄附金に係る手続の簡素化を行う。

④ その他所要の措置を講ずる。

(3) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で地熱ポテンシャル高度利活用技術開発（仮称）等に係るものを加える（所得税についても同様とする。）。)

(4) 企業再生に関する税制について、次の措置を講ずる（次の①の措置は、所得税についても同様とする。）。)

- ① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、貸倒引当金の繰入事由に金銭債権に係る債務者について生じた円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定による権利変更決議に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることを加え、その場合の繰入限度額をその金銭債権の額のうち5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額とする。
 - ② 欠損金の繰越控除制度について、控除限度額がその繰越控除前の所得の金額となる事実により円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定により権利変更決議が効力を生じたことを加える。
 - ③ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実により円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定により権利変更決議が効力を生じたことを加える。
- (5) 社会医療法人制度における認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とする。
- (注) 上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。
- (6) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人を引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とする。
- (7) 農林中央金庫法の改正を前提に、農林中央金庫の本来業務の範囲の見直し後も、農林中央金庫を引き続き協同組合等（法人税法別表第三）とする。

(地方税)

- (1) 学校教育法の改正により専修学校に専攻科が設置された後も、専修学校について、収益事業を行わない場合には、引き続き法人住民税及び法人事業税を非課税とする措置を講ずる。
- (2) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直しを行った後も、見直し後の社会福祉法人について、収益事業を行わない場合には、引き続き法人住民税及び法人事業税を非課税とする措置を講ずる。
- (3) 電気事業法の改正を前提に、独立行政法人製品評価技術基盤機構が行う業務に、事業用電気工作物の製造業者等に対する立入検査が追加された後も、引き続き法人住民税の非課税独立行政法人とする（非課税独立行政法人の規定があるその他の全ての税目についても同様とする。）。
- (4) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

四 消費課税

1 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

(国 税)

(1) 課税の対象の見直し

- ① 通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産（一の資産の対価の額が1万円（税抜き）以下であるものに限る。）の譲渡（以下「特定少額資産の譲渡」（仮称）という。）について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とする。

(注) 簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものを除外する。

- ② 下記(3)①の登録を受けた事業者（以下「特定少額資産販売事業者」（仮称）という。）が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物（次に掲げる事項がその課税貨物の輸入申告書等に付記されているものに限る。）の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が課税されないための措置を講ずる。

イ その課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ その課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

(注) 特定少額資産の譲渡に係る課税貨物が郵便物として輸入される場合には、上記の輸入申告書等に代えて、郵便に関する条約に基づき、差出人がその課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書に上記イ及びロに掲げる事項が付記されているものを上記の措置の対象とする。

- ③ 事業者（免税事業者を除く。）が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除する。

(2) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

- ① デジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、下記②の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「第2種プラットフォーム

ム事業者」(仮称)という。)を介してその対価を収受するものについては、第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。

イ 国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。)

ロ 事業者が行う特定少額資産の譲渡

(注) 上記の見直しに伴い、電気通信利用役務の提供に係る特定プラットフォーム事業者の名称を「第1種プラットフォーム事業者」(仮称)とする。

② プラットフォーム事業者のその課税期間において上記①イ及びロに掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者が国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。

③ 第2種プラットフォーム事業者は、上記①イの国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける上記①イに掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することができる。

(注) 上記の適用を受ける場合には、確定申告書に添付することとされている明細書に上記の仕入税額控除の明細を記載するものとする。

(3) 特定少額資産販売事業者登録制度の創設

① 特定少額資産販売事業者の登録

「特定少額資産販売事業者」とは、特定少額資産の譲渡を行う事業者(免税事業者を除く。)であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいう。

(注) 特定国外事業者(事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者をいう。)が上記の登録を受ける場合にあっては、消費税に関する税務代理人があること等を要件に加える。

② 特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄

する税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができる。

③ 事業者免税点制度との適用関係

上記①の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記②の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は、適用しない。

④ 特定少額資産販売事業者の義務

特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡を行った場合には、その発送に係る仕入書等に次に掲げる事項を記載し、かつ、その特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又はその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者に対し、これらの事項を通知しなければならない。

イ その特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ その特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

⑤ 特定少額資産の譲渡に係る仕入書等類似書類の交付等の禁止

イ 特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、特定少額資産販売事業者により特定少額資産の譲渡として行われたものであると誤認されるおそれのある仕入書等をその資産を輸入しようとする者及びその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者（以下「輸入者等」という。）に交付し、又は上記④イに掲げる登録番号若しくはその登録番号と誤認されるおそれのある番号及び上記④ロに掲げる事項を輸入者等に通知すること（以下「輸入者等への交付等」という。）を禁止する。

ロ 上記イの輸入者等への交付等に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。

(4) 所要の経過措置

① 事業者免税点制度に係る特例

基準期間の初日が令和 10 年 4 月 1 日前であるときは、その基準期間の初日から上記 (1) の見直しが行われていたものとし、かつ、下記②の特例によりプラットフォーム課税の適用があるものとして事業者免税点制度の規定を適用する。ただし、その基準期間の初日からその見直し等が行われていた

ものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、令和9年10月1日から同年12月31日までの間においてその見直し等が行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額によることを認めるほか、所要の経過措置を講ずる。

② 物品販売に係るプラットフォーム課税に係る特例

イ 令和9年1月1日からこの制度の見直しが行われていたものとして、同日から同年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となるべき上記(2)①イ及びロに掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額に4を乗じて計算した金額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者が国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。

(注) 上記の指定の効力は、令和10年4月1日に生ずることとする。

ロ 第2種プラットフォーム事業者の指定制度に係る手続について、所要の経過措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和9年4月1日から適用する。

③ 特定少額資産販売事業者の登録に係る特例

特定少額資産販売事業者の登録については、令和9年10月1日からその申請を受け付けることとする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(4)②及び③を除き、令和10年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

(地方税)

消費税における国境を越えた電子商取引に係る課税の見直しに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和10年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

2 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

- ① 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとする。
- ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。
- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。

(注) 現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

- ① 本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。
 - イ 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%
 - ロ 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%
 - ハ 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%
- ② 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円（現行：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

(注) 上記の改正は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用す

る。

3 自動車関係諸税の見直し

(国 税)

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(1) 乗用自動車

- ① 自動車重量税を免除し、又は税率を50%若しくは25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和8年5月1日以後	令和9年5月1日以後
令和12年度燃費基準を達成しているもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	現行と同じ。	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）

- ② 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない揮発油自動車若しくは石油ガス自動車

又は平成 30 年排出ガス規制に適合する軽油自動車のうち、令和 12 年度燃費基準を達成しているもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 75%軽減する。

- ③ 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ない揮発油自動車若しくは石油ガス自動車又は平成 30 年排出ガス規制に適合する軽油自動車のうち、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 80%以上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）で、令和 9 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

- (2) トラック（車両総重量が 2.5 t 以下の揮発油自動車に限る。）

平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車について、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%、50%若しくは 25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準を達成しているもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 90%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの

- (3) バス（車両総重量が 3.5 t 以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

- ① 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成 30 年排出ガス規制に適合するものに係る本措置の適用につ

いては、次のとおりとする。

イ 自動車重量税を免除し、又は税率を 75%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの
令和 2 年度燃費基準を達成しているもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であるもの

ロ 令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 65%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 50%軽減する。

② 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、自動車重量税を免除する自動車を除外する。

ロ 税率を 75%又は 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの
令和 2 年度燃費基準を達成しているもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であるもの

ハ 令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 65%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 25%軽減する。

(4) トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

① 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年

排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成 30 年排出ガス規制に適合するものについて、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%若しくは 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 4 年度燃費基準を達成しているもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 90%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの

- ② 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 税率を 75%又は 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 4 年度燃費基準を達成しているもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を 25%軽減する自動車を除外する。

- (5) バス・トラック（車両総重量が 3.5 t を超えるものに限る。）

自動車重量税を免除し、又は税率を 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 7 年度燃費基準を達成しているもの	令和 7 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの

令和7年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの	令和7年度燃費基準を達成しているもの
-------------------------------	--------------------

(6) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

(1) 環境性能割の廃止

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止する。これに伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずる。

同日までの自動車の取得に対して課する自動車税環境性能割及び同日までの軽自動車の取得に対して課する軽自動車税環境性能割については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。

環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する旨を令和8年度地方税法改正法案において規定する。

(2) グリーン化特例の延長

自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

① 自動車税のグリーン化特例（軽課）

電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。

② 自動車税のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を2年延長する。

③ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。

(3) 軽油引取税の当分の間税率の廃止

軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止するほか、所要の措置を講ずる。

4 国際観光旅客税の税率引上げ

国際観光旅客税について、税率を出国1回につき3,000円（現行：1,000円）に引き上げる。

（注）上記の改正は、令和8年7月1日以後の出国について適用する。ただし、同日前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国については、現行の税率（1,000円）とする。

5 租税特別措置等

（国 税）

〔延長〕

- （1）入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。
- （2）特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の適用期限を3年延長する。
- （3）特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を3年延長する。
- （4）公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を3年延長する。
- （5）側方衝突警報装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の適用期限を令和10年8月31日まで延長する。

（地方税）

〔拡充〕

船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束に基づき、当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例について、次の措置を講ずる。

- （1）日比物品役務相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきフィリピンの軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。
- （2）日蘭物品役務相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきオランダ王国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。
- （3）日新物品役務相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきニュージーランド国防軍の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。

6 その他

(国 税)

(1) 暗号資産に係る課税関係の見直し

金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの（現行：支払手段に類するもの）の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。
- ② 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。
- ③ 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用する。

(2) 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める再生資源等に係る特例の対象から盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に規定する特定金属くずを除外するとともに、同法に基づき特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産（消耗品を除く。）として買い受ける特定金属くずについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えるほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行の日から起算して3月を経過する日の翌日以後に行う課税仕入れについて適用する。

(3) 消費税に係る貸倒れの範囲に円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定による権利変更決議に基づいて債権の切捨てがあったことを加える。

(4) 輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金等により受領したものについて、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、現行の証明書類に加えて、輸入国における輸入許可書等（その電磁的記録を含む。）を保存しなければならないこととする。

(注) 上記の改正は、令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

(5) 非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外するほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。ただし、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用しない。

(6) 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類の範囲に、特定在留カード等を加える。

(7) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人を引き続き消費税法別表第三法人とする。

(8) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人について、引き続き消費税法別表第三法人とする。

(9) 更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護事業法に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等について、引き続き消費税を非課税とする。

(10) 介護保険法等の改正を前提に、同法の規定に基づく居宅サービス等について、引き続き消費税を非課税とする。

(11) 学校教育法の改正により創設される専修学校の専攻科に係る授業料、入学金等について、消費税を非課税とする。

(12) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付に係る医療について、所要の法令改正を前提に、引き続き消費税を非課税とする。

五 国際課税

1 グローバル・ミニマム課税への対応

(国 税)

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行う。

(1) 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとする。

① 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め（その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために令和3年12月1日以後に締結されたものに限る。）があることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産

② 法人税に相当する税に関する我が国以外の国又は地域における法令（令和3年12月1日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る。）において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債

(2) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

法人住民税について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

2 外国子会社合算税制等の見直し

(国 税)

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等について、次の見直しを行う。

(1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

① 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。（1）において同じ。）又は清算外国金融子会社等（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。（1）において同じ。）

に該当する場合には、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度（(1)において「特例清算事業年度」という。）については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。

② 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。

③ 外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う。

④ 国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、上記①の適用については、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。

⑤ 現行の解散した外国金融子会社等に係る特例を廃止する。

(2) ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定を不要とする。

(3) 外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、

その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不相当であると認められる場合には、本特例を適用できないこととする。

- (4) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)から(3)までと同様の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

(地方税)

個人住民税、法人住民税及び事業税について、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

3 その他

(国 税)

- (1) 外国組合員に対する課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 本特例の適用要件について、次の見直しを行う。

イ 投資組合財産に対する持分割合が25%未満であることとの要件について、投資組合の有限責任組合員等から構成される一定の委員会を設置する投資組合の有限責任組合員の持分割合を50%未満に引き上げる。

ロ 投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件について、その業務の執行の承認等から除外される行為の範囲を、利益相反取引の承認等（現行：その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等）とする。

ハ 投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこととの要件を廃止する。

② 上記①の改正に伴い、特例適用申告書等の記載事項の見直しを行うほか、所要の措置を講ずる。

- (2) 非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税措置の適用時期について、特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定状況等を踏まえた所要の措置を講ずる。

(3) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限を3年延長する。

(4) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、資金移動業者に関する内閣府令の改正を前提に、特定取引の範囲から履行保証金弁済信託契約の締結を除外する。

(地方税)

個人住民税、法人住民税及び事業税について、国税における諸制度の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

六 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

1 防衛特別所得税（仮称）の創設

(1) 納税義務者

- ① 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。
- ② 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

(2) 税額の計算

- ① 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。
- ② 防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とする。
- ③ 基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする。

(3) その他

- ① 申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

2 復興特別所得税の改正

- (1) 復興特別所得税の税率を1.1%（現行：2.1%）に引き下げる。
- (2) 復興特別所得税の課税期間を令和29年まで（現行：令和19年まで）の間とする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記(1)の改正は、令和9年分以後の所得税等について適用する。

(注2) 令和8年度税制改正後も、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。

七 納税環境整備

1 国税犯則調査手続等の見直し

(国 税)

(1) 国税犯則調査手続について、次の見直しを行う。

① 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備

イ 当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法（電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（以下「電磁的記録提供命令」という。）をすることができることとする。

(イ) 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させてその記録媒体を提出させる方法

(ロ) 電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

ロ 当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、その電磁的記録提供命令を受ける者に対し、1年を超えない期間を定めて、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとする。この場合において、その必要がなくなったときは、自ら又はその命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならないこととする。

ハ 上記イ又はロの命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金とする。

ニ 当該職員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録について、内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができることとする。

ホ 当該職員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができることとするとともに、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができることとする。

- (イ) 錠を外すこと。
- (ロ) 何人に対しても、当該職員の許可を受けないでその提示をする場所に出入りすることを禁止すること。
- (ハ) 上記(ロ)の処分に従わない者について、これを退去させ、又はその提示が終わるまでこれに看守者を付すること。
- ヘ 当該職員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこととする。
- ト 当該職員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができることとする。
- チ 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の還付手続及びその記録媒体を還付することができない場合の手続を整備する。
- リ 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は移転させた電磁的記録について、その記録媒体の交付又はその電磁的記録の複写の手続を整備する。
- ヌ 当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録についての鑑定を囑託することができることとし、鑑定の囑託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとする。
- ル 通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を加える。
- ヲ 国税局長等は、間接国税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を命じなければならないこととする。
- ワ その他国税犯則調査の電磁的記録提供命令をする場合における通信履歴の電磁的記録の保全要請、目録の提供、夜間の許可状の提示の制限、調書の作成手続等の具体的な手続について、所要の整備を行う。
- カ 記録命令付差押えを廃止する。

② 許可状等の電子化

- イ 許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができること

とするとともに、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするほか、記載事項及び処分を受ける者に対する表示等について所要の整備を行う。

ロ 通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面により又は電磁的記録により求めることができることとする。

ハ 領置目録等について、書面又は電磁的記録をもって作成し、領置物件の所有者等に提供しなければならないこととする。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。

ニ 搜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができることとする。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。

ホ 質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができることとするとともに、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該職員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするほか、質問を受けた者又は立会人に対する表示について所要の整備を行う。

③ 検察官への引継手続の整備

イ 犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行うこととする。

ロ 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならないこととする。

ハ 上記ロの記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、その記録媒体は検察官によって押収され、又はその電磁的記録は検察官の電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなすこととする。

(2) 国税犯則調査手続等の見直しに伴い、次の措置を講ずる。

① 保全差押えの要件の見直し

保全差押えの要件について、電磁的記録提供命令を受けた場合（記録命令付差押えを受けた場合は廃止）を加える。

② 租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続に関する規定の整備
租税条約等の相手国等から犯則事件の調査に必要な情報の提供要請があった場合における租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続についても、同趣旨の見直しを行う。

③ その他所要の措置を講ずる。

(3) 上記のほか、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、国税犯則調査手続のデジタル化に対応するための措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和9年10月1日から施行するとともに、所要の経過措置を講ずる。

(注2) 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件等と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこととする。

2 その他

(国 税)

(1) 特定電子移転財産権の徴収手続の整備

① 特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行うこととする。ただし、その方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができることとする。

② 上記①の差押えの効力は、特定電子移転財産権が徴収職員の管理に移され、又は上記①の命令の告知がされた時に生ずることとする。

③ 上記①の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、3年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金とする。

④ 徴収職員は、特定電子移転財産権の差押えを解除したときは、滞納者の管

理に移さなければならないこととする。

⑤ 税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならないこととする。

⑥ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和9年4月1日から施行する。

(注2) 上記の「特定電子移転財産権」とは、第三債務者等がない無体財産権等に係る権利（権利の移転について登記等を要するものを除く。）であって電子情報処理組織を用いて移転するものをいう。

(注3) 租税条約等の相手国等の要請に基づき徴収共助を実施する場合の共助対象外国租税の徴収手続について、上記と同趣旨の見直しを行う。

(注4) 上記の改正に伴い、随意契約による売却の対象となる取引所の相場がある財産の範囲を明確化する運用上の対応を行う。

(2) 差押えに係る不動産の売却価額等に相当する額の国税の納付による差押解除手続の整備

差押えに係る不動産が売却され、かつ、その不動産の差押えの解除について滞納者から申出があった場合において、次のいずれにも該当するときは、その差押えを解除することができることとする。

① その不動産の売却価額（その売却価額がその申出があった時におけるその不動産の時価に相当するものとして一定の価額を下回る場合にあっては、その一定の価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額の国税の納付があったとき。

② 国税の徴収上支障がないと認められるとき。

(注1) 上記の改正は、令和9年4月1日から施行する。

(注2) 上記の申出をしようとする滞納者は、差押えに係る不動産の名称、数量、性質及び所在並びに差押えに係る不動産の売却価額等を記載した申出書に次に掲げる書類を添付した上で国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならないこととする。

イ 差押えに係る不動産の売却を証する書類

ロ 差押えに係る不動産の鑑定評価書その他これに類する書類

ハ 差押えに係る不動産の登記事項証明書

(注3) 上記①の「一定の価額」とは、上記(注2)ロに掲げる書類を基に国税局長、税務署長又は税関長が算定した価額とする。

(注4) 租税条約等の相手国等の要請に基づき徴収共助を実施する場合の共助対象外国租税の徴収手続について、上記と同趣旨の見直しを行う。

(3) 給料等の差押禁止額の見直し

給料等の差押禁止額のうち最低生活費に相当する金額について、滞納者の給料等の支給の基礎となった期間1月ごとに10万7千円(現行：10万円)(滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万8千円(現行：4万5千円)を加算した金額)とする。

(4) 船荷証券等の電子化に伴う整備

商法の改正を前提に、電子船荷証券記録、電子倉荷証券記録又は電子複合運送証券記録上の権利を目的とする質権について、船荷証券、倉荷証券又は複合運送証券を目的とする質権と同様に、法定納期限等以前に設定された事実を証明する手続を整備するほか、所要の措置を講ずる。

(5) 学資支給金に係る国税の滞納処分による差押禁止措置の整備

学校教育法の改正に伴う改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の学資支給金については、引き続き国税の滞納処分による差押えを禁止することとする。

(6) 生活保護法の保護金品等に係る国税の滞納処分による差押禁止措置等の整備

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決(令和7年6月27日)への対応として支給されることとなる生活保護法の保護金品等については、国税の滞納処分による差押えをしないこととする。

(地方税)

(1) ダイレクト納付の利便性の向上

eLTAXにより行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限当日に行われた場合(その税額が1億円以下である場合に限る。)において、法定納期限の翌取引日にその納付又は納入がされたときは、法定納期限当日に納付又は納入があったものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

(注) 上記の改正は、令和10年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用する。

(2) 国税・地方税の情報連携の拡充

国税・地方税当局間での情報連携について、個人住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・滞納情報に関するオンラインでの照会を可能とするとともに、行政機関間の通知の対象に、固定資産税の償却資産に係る配分通知等を追加する。

(注) 上記の改正は、オンライン照会機能については令和9年5月1日から、団体間回送手続の対象追加については令和9年9月1日から施行する。

(3) 個人住民税における配当課税に係る所要の措置

納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、道府県民税配当割の対象とする等の所要の措置を講ずる。

(4) 個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の者は申告することとする等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用する。

(5) 所得税の基礎控除の額の引上げに伴う個人住民税における所要の措置

住宅の取得等をして令和7年12月31日までに居住の用に供した場合の住宅借入金等に係る個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の控除限度額及び都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除の特例控除額について、所得税の基礎控除の額の引上げに伴い、所要の措置を講ずる。また、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額に係る上記の措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

(6) 個人住民税における退職所得の特別徴収票に係る所要の措置

個人住民税における退職所得の特別徴収票について、eLTAXによる簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職所得の特別徴収票について適用する。

(7) 大規模災害時における森林環境税の免除手続に係る所要の措置

森林環境税の免除について、納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により、災害に係る免除要件のいずれかに該当することが明らかであるときは、納税義務者からの免除に係る申請書の提出がなくても、市町村長が免除することを可能とする所要の措置を講ずる。

(8) 地方税犯則調査手続等の見直し

① 地方税犯則調査手続について、次の見直しを行う。

イ 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備

(イ) 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法（電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（以下「電磁的記録提供命令」という。）をすることができることとする。

a 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させてその記録媒体を提出させる方法

b 電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

(ロ) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、その電磁的記録提供命令を受ける者に対し、1年を超えない期間を定めて、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとする。この場合において、その必要がなくなったときは、自ら又はその命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならないこととする。

(ハ) 上記（イ）又は（ロ）の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金とする。

(ニ) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は

- 提供させた電磁的記録について、内容を確認するための措置をとること
その他必要な処分をすることができることとする。
- (ホ) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要
があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができる
こととするとともに、次に掲げる処分その他必要な処分をすることがで
きることとする。
- a 錠を外すこと。
 - b 何人に対しても、当該徴税吏員の許可を受けないでその提示をする
場所に入出入りすることを禁止すること。
 - c 上記bの処分に従わない者について、これを退去させ、又はその提
示が終わるまでこれに看守者を付すること。
- (ヘ) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を証明
する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければ
ならないこととする。
- (ト) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、
警察官の援助を求めることができることとする。
- (チ) 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の還付手続及びその記
録媒体を還付することができない場合の手続を整備する。
- (リ) 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は移転させた電磁的
記録について、その記録媒体の交付又はその電磁的記録の複写の手続を
整備する。
- (ヌ) 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、電磁的
記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録につ
いての鑑定を囑託することができることとし、鑑定の囑託を受けた者は、
裁判官の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることと
する。
- (ル) 通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令によ
り提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を加える。
- (ヲ) 地方団体の長は、間接地方税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証
を得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を

命じなければならないこととする。

(ワ) その他地方税犯則調査の電磁的記録提供命令をする場合における通信履歴の電磁的記録の保全要請、目録の提供、夜間の許可状の提示の制限、調書の作成手続等の具体的な手続について、所要の整備を行う。

(カ) 記録命令付差押えを廃止する。

ロ 許可状等の電子化

(イ) 許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができることとするとともに、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするほか、記載事項及び処分を受ける者に対する表示等について所要の整備を行う。

(ロ) 通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面により又は電磁的記録により求めることができることとする。

(ハ) 領置目録等について、書面又は電磁的記録をもって作成し、領置物件の所有者等に提供しなければならないこととする。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。

(ニ) 搜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができることとする。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。

(ホ) 質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができることとするとともに、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該徴税吏員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするほか、質問を受けた者又は立会人に対する表示について所要の整備を行う。

ハ 検察官への引継手続の整備

(イ) 犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行うこととする。

(ロ) 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的

記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならないこととする。

(ハ) 上記(ロ)の記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、その記録媒体は検察官によって押収され、又はその電磁的記録は検察官の電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなすこととする。

② 地方税犯則調査手続等の見直しに伴い、次の措置を講ずる。

イ 保全差押えの要件の見直し

保全差押えの要件について、電磁的記録提供命令を受けた場合（記録命令付差押えを受けた場合は廃止）を加える。

ロ その他所要の措置を講ずる。

③ 上記のほか、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、地方税犯則調査手続のデジタル化に対応するための措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和9年10月1日から施行するとともに、所要の経過措置を講ずる。

(注2) 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件等と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこととする。

(9) 特定電子移転財産権の徴収手続の整備

① 特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴税吏員の管理に移す方法により行うこととするとともに、その方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴税吏員の管理に移させる方法により行うことができることとする等、特定電子移転財産権の徴収手続に関し国税の滞納処分の例によることとし、上記の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、3年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金とする。

② その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和9年4月1日から施行する。

(注2) 上記の「特定電子移転財産権」とは、第三債務者等がない無体財産権等に係る権利（権利の移転について登記等を要するものを除く。）であって電子情報処理組織を用いて移転するものをいう。

(10) 固定資産税の免税点の見直し

固定資産税について、家屋に係る免税点を30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行：150万円）にそれぞれ引き上げる。

(注) 上記の改正は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(11) 不動産取得税の免税点の見直し

不動産取得税について、土地に係る免税点を16万円（現行：10万円）に、家屋に係る免税点のうち建築に係るものについては1戸につき66万円（現行：23万円）に、その他のものについては1戸につき34万円（現行：12万円）にそれぞれ引き上げる。

(12) 船荷証券等の電子化に伴う整備

商法の改正を前提に、電子船荷証券記録、電子倉荷証券記録又は電子複合運送証券記録上の権利を目的とする質権について、船荷証券、倉荷証券又は複合運送証券を目的とする質権と同様に、法定納期限等以前に設定された事実を証明する手続を整備するほか、所要の措置を講ずる。

(13) 学資支給金に係る地方税の滞納処分による差押禁止措置の整備

学校教育法の改正に伴う改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の学資支給金については、引き続き地方税の滞納処分による差押えを禁止することとする。

(14) 生活保護法の保護金品等に係る地方税の滞納処分による差押禁止措置等の整備

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和7年6月27日）への対応として支給されることとなる生活保護法の保護金品等については、地方税の滞納処分による差押えをしないこととする。

八 関税

1 暫定税率等の適用期限の延長等

- (1) 令和8年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（404品目）及び特別緊急関税制度について、令和9年3月31日まで適用期限の延長を行う。
- (2) 上記(1)の品目のうち、加糖調製品（5品目）について、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大のため、次のとおり暫定税率の引下げを行う。

関税率表番号	主な品名	現行	改正案
1806.10-1	ココア粉	19.0%	17.7%
1806.20-2-(1)-B	ココアの調製品	19.9%	18.9%
1901.90-2-(1)-A-(b)	ミルクの調製品	21.2%	20.1%
2106.10-2-(1)-B	たんぱく質濃縮物	5.8%	3.9%
2106.90-2-(2)-E-(a)- ハ-(ロ)-Ⅲ-(I)	乳糖を含有する調 製食料品	21.2%	20.1%

- (3) 石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油（8品目）について、現行の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止する。
- (4) 令和8年3月31日に適用期限の到来する航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、令和11年3月31日まで適用期限の延長を行う。

2 急増する少額輸入貨物への対応

- (1) 保税地域において、外国貨物の蔵置・加工等を行うことにつき税関長から許可等を受けた者（保税業者）の適正な業務運営を確保するため、業務改善命令等の創設等を行う。
- (2) 個人使用貨物に限り課税価格を海外小売価格の6割にする特例を廃止する。

3 不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設

供給国や品目を変えて不当廉売関税の課税を免れる「迂回」品に不当廉売関税と同等の割増関税の課税を可能とする制度を創設する。

4 関税の犯則調査手続の見直し

刑事訴訟法の改正を踏まえ、関税法上の犯則調査手続のデジタル化のための規定の整備を行う。

(参考1)

令和8年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応	▲ 6,680	▲ 7,060
(2) ひとり親控除の控除額の引上げ	▲ 10	-
(3) 住宅ローン控除の拡充等	▲ 90	0
(4) NISAの口座開設可能年齢の下限撤廃等	▲ 60	0
(5) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	2,870	-
(6) 通勤手当の非課税限度額の引上げ等	▲ 20	▲ 20
(7) 公的年金等控除の見直し	50	-
(8) 食事の支給について非課税とされる使用者の負担額の上限の引上げ	▲ 20	▲ 20
個人所得課税 計	▲ 3,960	▲ 7,100
2. 法人課税		
(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し	▲ 20	▲ 10
(2) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設	▲ 4,100	▲ 2,840
(3) 研究開発税制の見直し	90	120
(4) 賃上げ促進税制の見直し	6,750	3,340
(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し	20	10
法人課税 計	2,740	620
3. 消費課税		
(1) 国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税対象の見直し	410	-
(2) 国際観光旅客税の税率引上げ	1,200	700
消費課税 計	1,610	700
合 計	390	▲ 5,780

- (注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。
(注2) 揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率廃止による減収見込額は平年度▲1.0兆円程度。
(注3) 賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)の見直しによる増収見込額は、地方法人税等の増収見込額と合わせて平年度7,780億円程度。
(注4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置(特定の基準所得金額の課税の特例)の現行制度部分の所得税の増収見込額は1,130億円であり、令和8年度税制改正による増収見込額と合わせて平年度4,000億円となる。
(注5) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(減収見込額▲170億円)の廃止(信託等可能期間を延長せずに終了)により、将来的に同措置による減収効果が消失するものと見込まれる。
(注6) 「1.(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応」は、基礎控除の引上げ(平年度▲2,060億円、初年度▲2,390億円)、基礎控除等の特例の拡充(平年度▲4,490億円、初年度▲4,500億円)及び給与所得控除の引上げ等(平年度▲130億円、初年度▲170億円)である。
(注7) 住宅ローン控除の拡充等による平年度減収見込額は、令和8年から令和12年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額の平均額を計上している。
(注8) 物品販売に係る消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度150億円。
(注9) 令和8年度税制改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度280億円程度、初年度250億円程度(特別会計分を含む)。他方、令和5年度税制改正において燃費基準の達成度の切上げを順次行っており、現行の燃費基準の達成度が適用されるようになった令和7年度から令和8年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲40億円程度(特別会計分を含む)。

(備考) 研究開発税制の見直しによる増減収見込額の内訳

(単位:億円)

改正事項	平年度
1. 戦略技術領域型(重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度)の創設等	▲ 980
2. インセンティブの更なる強化(一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し等)	1,070
合 計	90

(注) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

【別掲】 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

(単位:億円)

項 目	令和8年度	令和9年度	平年度
1. 防衛特別法人税の創設(令和8年4月施行)	5,760	9,230	8,690
2. たばこ税の見直し(令和8年4月施行)	440	1,160	2,120
3. 防衛特別所得税(仮称)の創設(令和9年1月施行)	380	2,630	2,560
合 計	6,580	13,020	13,370

- (注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。
(注2) 令和7年度税制改正及び令和8年度税制改正を踏まえた防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による現時点の増収見込額を記載したものである。計数は今後変動がありうる。
(注3) 復興特別所得税の税率引下げによる特別会計分の減収見込額は、平年度▲2,560億円程度、初年度▲380億円程度。

(参考2)

令和8年度の税制改正（地方税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平年度			初年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	▲ 292	▲ 547	▲ 838			
(1) 物価上昇局面における対応	▲ 283	▲ 531	▲ 814			
(2) ひとり親控除の控除額の引上げ	▲ 8	▲ 16	▲ 24			
2 不動産取得税	▲ 4		▲ 4	▲ 45		▲ 45
(1) 新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し等						
①床面積要件の見直し	▲ 41		▲ 41	▲ 41		▲ 41
②立地要件の見直し	37		37			
(2) 免税点の引上げ	▲ 9		▲ 9	▲ 9		▲ 9
(3) その他	9		9	6		6
3 軽油引取税	▲ 4,687		▲ 4,687	▲ 4,297		▲ 4,297
当分の間税率の廃止	▲ 4,687		▲ 4,687	▲ 4,297		▲ 4,297
4 車体課税	▲ 1,685	▲ 253	▲ 1,938	▲ 1,685	▲ 207	▲ 1,892
環境性能割の廃止	▲ 1,685	▲ 253	▲ 1,938	▲ 1,685	▲ 207	▲ 1,892
5 固定資産税		▲ 44	▲ 44			
(1) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長		▲ 10	▲ 10			
(2) 免税点の引上げ		▲ 39	▲ 39			
(3) その他		6	6			
合計	▲ 6,668	▲ 844	▲ 7,511	▲ 6,027	▲ 207	▲ 6,234
国税の税制改正に伴うもの	150	▲ 107	42	▲ 17	▲ 16	▲ 32
個人住民税	▲ 35	▲ 28	▲ 64			
法人住民税	▲ 13	▲ 79	▲ 92	▲ 3	▲ 16	▲ 18
法人事業税	84		84	▲ 14		▲ 14
地方消費税	114		114			
再計	▲ 6,518	▲ 951	▲ 7,469	▲ 6,044	▲ 223	▲ 6,266

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

(注2) 上記の他、地方譲与税の増減収額は下記のとおり。

- ・森林環境譲与税の減収額は、平年度▲8億円と見込まれる。
- ・特別法人事業譲与税の減収額は、平年度▲308億円、初年度▲6億円と見込まれる。

(注3) 上記の国税の改正に伴うもののうち、賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の見直しによる法人住民税及び法人事業税の増収見込額は平年度332億円である。

(注4) 物品販売に係る地方消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる地方消費税額は、平年度42億円である。

(注5) 軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和8年度税制改正における税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。安定財源の確保の完成までの間、地方財政措置において適切に対応する。

(注6) 環境性能割の廃止に伴う減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。